

静岡県国土強靱化地域計画

国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づく計画で、本県の国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、平成27年4月に全国のモデルとなる計画をいち早く策定。
⇒概ね5年を目途に見直しを実施

- ・基本理念 「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」
- ・基本目標 ①人命の保護、②重要な機能の維持、③被害の最小化、④迅速な復旧復興
- ・想定リスク 南海トラフ巨大地震と富士山噴火を中心に風水害などを含めた大規模自然災害
- ・起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定し、設定したリスクに対する分析(脆弱性の評価)や分析結果を踏まえた対応方策の検討、対応方策の重点化を実施。

脆弱性の再評価

○ 近年の自然災害の教訓を反映

- 平成28年熊本地震
- 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等



○ 新たな知見を反映

- 令和2年2月 南海トラフ地震臨時情報に係る県版ガイドラインを策定



見直し(1) 施策の推進方針の追加・拡充

① 緊急輸送路等沿道の建築物の耐震化

- ・大規模地震時における建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送路等の**防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化を促進**する。



② 水害対策

- ・近年、頻発化・激甚化する自然災害に対し、「**防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**」などにより、**予防型対策のさらなる加速化を図る**。
- ・**すべての県管理河川における浸水想定区域図の作成**など、水害リスク情報の提供により、地域の防災力の向上を図る。
- ・住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くするため、**マイタイムラインの作成を推進**する。



③ 津波避難対策

- ・**南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応を推進**する。
また、住民等に対して、臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき対応について周知を図る。

④ 次代を担う防災人材の育成【新規】

- ・地域防災力の向上のため、**県内の中学生を対象にふじのくにジュニア防災士養成講座を実施**する。

⑤ 停電対策【新規】

- ・県、市町、電力事業者等で構成する推進連絡会を開催し、役割分担等を検討の上、計画的に進める。
- ・**市町による予防伐採の取組を支援**する。

⑥ 災害情報集約伝達機能の強化

- ・静岡県防災アプリの普及と多言語化による外国人県民に対する発信の強化。
- ・効果的な災害応急対策に備え、**複数の災害情報を組み合わせた集約・地図化を可能とするシステムを構築**する。



⑦ 生活再建支援

- ・**住家被害の調査担当者のための研修会の実施**等により人材を育成する。



⑧ 文化財の耐震・防火対策・文化財救済体制の構築【新規】

- ・文化財被害を最小限に留めるため、**文化財所有者による耐震、防火対策を促進**する。
- ・国等機関、県内市町、民間の文化財関係団体、ボランティアを含めた文化財救済体制を構築する。

見直し(2) 静岡県国土強靱化地域計画推進のための取組(別冊)【新規】

国より、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対して支援の充実を図る方針が示された(令和2年1月21日 国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議)。

⇒国等の関係機関との連携を強化し、国の支援策を最大限活用するため、主な個別の事業(道路、河川等)について**整備内容等を具体的に明記した別冊を作成**。

- 上記改定を踏まえ、本計画の地震津波対策の分野別計画である「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を見直す。
- 地域の強靱化を加速化するため、**県内市町の国土強靱化地域計画の策定を促進**する。